

淀川水系流域委員会 第3回利水部会検討会(2003.7.7開催)結果概要

03.8.1 庶務作成

開催日時：2003年7月7日(月) 9:30～12:00

場 所：京都リサーチパーク 2階 Room 1

参加者数：委員8名、河川管理者19名

1 決定事項

- ・ 7月12日(土)開催の委員会には、寺田委員がまとめた「河川瀬案整備計画中の『利水』に関するフレームワークとしての項目」をベースに、これまでの検討会の議論内容や出された素材等を部会長がまとめ、委員会で報告を行う。
- ・ 9月2日(火)の利水部会の開催までに、部会検討会を1～2回開催する。河川管理者には、各利水事業者のデータを、出来る範囲でご用意いただく。

2 審議の概要

委員会および他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

説明資料(第2稿)の検討について

) 委員からの意見と意見交換

資料2-1-2「説明資料(第2稿)等の利水部会に関連する部分についての論点、意見等」をもとに、各委員より説明資料(第2稿)の利水の部分に関する意見について説明が行われ、意見交換が行われた。

主な話題については、「3 主な意見」を参照。

) 次回部会の内容、部会までの作業等について

次回委員会までの作業、今後の利水部会(検討会)のスケジュール等について話し合わせ、上記「1.決定事項」の通り、決定がなされた。

3 主な意見

<利水の理念転換について>

- ・ 「淀川水系河川整備計画に関する説明資料(第2稿)」(以下第2稿)の利水の部分は、抽象論ばかりで利水の理念転換が伝わってこない。利水の理念転換の核心は水需要管理である。このことを明確に示してほしい。河川管理者が水需要管理を主導するという観点に立って事業を行っていくべき。

提言の趣旨は理解している。しかし、河川法に基づく河川整備計画の範囲では我々が事業として記述できることは少ない。権限外のことについては、「自治体等と連携する」としか書けない。そもそも我々は、水需要管理に関して自分達が何をすべきなのか、わかっていないのかも知れない。(河川管理者)

そこを何とかしないと、よい川作りができない。主体的に動けないことは理解できるが、何をどうすれば実現に近づくか検討してもらいたい。堰や取水設備など、関連するものがあるはずである。

堰や取水設備については、川の中にあるので言及することはできるが、治水または環境の話と捉えている。第2稿では、利水については、例えば慣行水量の法定化を進める等は書いており、それが実現すれば、取水を減らすことにつながると思う。(河川管理者)

- ・水需要管理とは何か、が具体的に分かっていないのかもしれない。節水して水を大切に使う、という理念は分かるが、水需要管理とは何か、そのなかで我々に出来ることは何か分かっていない。(河川管理者)

今水需要管理をしないと川が死ぬ、ということだと考えている。

今までの供給管理から根本的に転換してほしい、と言っている。根本的なところで水需要予測、管理をしてほしい。

水需要管理(抑制)はいわば河川管理を超えたライフスタイルをどうするか、という問題である。河川管理者としては川との係わりで捉え、河川整備計画とのつながりを考える必要がある。水需要管理によって川を良くしていく、という方向で考えないと、主体的な努力が難しい。その部分が提案できていない状態だと思う。節水や用途間転用等を進めることで、どのように良い河川環境につなげていくのかが具体的に検討、記述できていない。(河川管理者)

委員の側も、今の河川管理者でできないことも分かりながら「こう有って欲しい」ということで書いている。今の状態をどう打破するかだ。

<水需要予測の精査・確認について>

- ・水需要予測の精査確認が進まないと議論が始まらない。水需要の精査・確認をどのように進めているのか。どういう目標を持ってどこにどのように精査確認するつもりなのか、現状での状況はどうなっているのか、我々が意見を言う前提として教えていただきたい。

ダムに関係して言えば、新しいダムができるのかできないのかが決まっていない状況であり、利水者の方もその状況を見て新規の水需要予測を考えている状態になっている。(河川管理者)

現在のやりとり内容や精査確認のチェック項目等についてはお話しできるが、それをどう判断するのは、今は説明できない。また、河川管理者が水需要予測を判断するのは、利水事業者が新規に水資源開発に参加する場合か、水利権を更新する場合の2つしかない。全ての事業者の水道計画をチェックする、という行為は、権限も無いため、していない。(河川管理者)

- ・過去に行った需要予測に関するデータを出して頂きたい。どうして実績が予測と大きく違ってしまったのかを検証したい。
- ・水利権許可に関する流れはどのようになっているのか。

水利権許可に関する権限は全て河川管理者が持っている。更新に際しては、なぜその水利権が必要かという資料を提示頂いている。水道事業の場合は水道事業の計画、工業用水の場合には、工業用水の事業計画を示して頂いている。それぞれの事業計画は、各所

管の事業官庁が所掌しており、各所管官庁から認可されたものである。水利権審査と事業計画認可は少し違っており、事業計画は今後数十年、それ以上にわたる長期の計画であり、水利権許可は、その中の短期的な部分で、ここ数年でどれだけの水を必要としているか、という視点で権利を与えている。直接リンクしていない。(河川管理者)

<河川管理者への依頼事項>

- ・近年の実力評価、水マネジメント懇談会資料について説明いただく
- ・荻野委員の意見にあるデータを可能な範囲で提示していただく。
(以下、荻野委員依頼表について河川管理者から提示できるデータに関する返答)
 1. 水需要の現状
権利水量：水利権量を示す
最大給水量：淀川からの取水量について期限を切って示す
平均給水量：同上
 2. 拡張計画
計画水量、建設費等負担額を示す
 3. 水源施設の財産等
財産のみ示す
- ・過去の事例として、ダム参画の際の水利権者とのやりとりの経緯を1, 2例説明いただく

<委員会報告について>

- ・7月12日(土)の委員会で、利水部会としての中間報告を行う必要がある。とりまとめに向けた議論を行いたい。河川法でできることの限界はあるが、それをなんとか切り開けるようなスタンスのものにしたい。本日出しているとりまとめに関する資料の大きな方向について、ご意見があればいただきたい。(部会長)
次の委員会には部会長一任で報告を作成頂いたらよいのではないかと。
提言の「順応的対応」という表現が、整備計画では「柔軟に見直す」という表現になっている。修正してはどうか。
細かい文言について、今ここで議論する必要はないだろう。現在の整備計画の内容では、まだ内容が不十分であるとして、大きな枠組みとしての考え方を明確に示すことが重要である。
大きな枠組みとしては寺田委員がまとめたメモに書かれた方向で良いのではないかと、本日出しているとりまとめに関する資料と寺田委員のメモに基づき、これまでの議論内容も踏まえて、委員会で報告することとしたい。(部会長)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。